

参考1

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書の例

令和4年度給与 給与収入、給与所得、年金取入、年金所得、雑所得(年金等)、営業等所得

拡大 特別区民税、都民税

税額控除前所得割額④

特別区民税
税額控除額⑤
所得割額⑥
均等割額⑦

都民税
税額控除前所得割額④
税額控除額⑤
所得割額⑥
均等割額⑦

特別徴収税額⑧
控除不足額⑨
既充当額⑩
既納付額⑪
差引納付額⑧-⑩-⑨-⑪
変更前税額⑫
増減額⑧-⑫
変更月

特別徴収税額⑧

納付額	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	
4月分	
5月分	

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)

届定番号 宛名番号

受給者番号 氏名 住所

あなたの特徴収税額を左記のとおり決定・変更したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定により通知します。なお、この通知書に記載された事項について漏れがある場合は、この通知書を受け取った日から起算して3箇月以内に担当区民税に対して申告書を提出することです。また、この特別徴収税額の決定・変更の取消しを承める際は、前記の申告書に添付された旨の返書を提出する必要があります。なお、取消しの際には、前記の申告書に添付された旨の返書に捺印する必要があります。ただし、この通知書に記載された事項について漏れがある場合は、この通知書を受け取った日から起算して3箇月以内に担当区民税に対して申告書を提出することです。

お問い合わせ先: 東田田代町 課税課 東田田代町 03(5432)2199 北沢・祐通課 03(5432)2174 玉川・島田課 03(5432)2184

ここからゆっくりはがしてください。(ご本人様以外、はがさないでください。)

【補助金額決定のための課税額の確認について】

「税額」「特別区民税」「税額控除前所得割額④」から「調整控除額」(※裏面に計算方法あり)を引いた額が保育料等算定区市町村民税所得割課税額です。

※世帯の中で課税されている方が複数いる場合は、全員の分を合計してください。

参考2

特別区民税・都民税 普通徴収税額の決定・納税通知書の例

あなたの税額を以下のとおり決定しましたので、地方税法第41条、第319条の2、第321条の7の5及び第321条の7の8の規定により通知します。

所得内訳	
給与収入	給与所得
農業所得	不動産所得
B 土地等事業所得等	C 分離短期譲渡所得
D 分離長期譲渡所得	E 株式等の譲渡所得等
F 上場株式等の配当等	G 先物取引所得
H 山林所得・退職所得	分離短期・分離長期譲渡益
	損失の繰越控除

所得控除内訳

扶養控除 配偶者 特定 老人扶養 16歳 其他 特別障害 その他

本人該当 未成年 障害者 ひとり親 勤労学生

扶養控除 配偶者 特定 老人扶養 16歳 其他 特別障害 その他

本人該当 未成年 障害者 ひとり親 勤労学生

課税標準額 ① 課税標準額(課税所得金額) (円) ② 算出所得割額(①×税率) ③ 年税額(⑩+⑪)

A 総所得 B 土地等事業等 C 分離短期譲渡 D 分離長期譲渡 E 株式等の譲渡等 F 上場株式等 G 先物取引

13 給与分特別徴収税額 (給与差引分) 14 年金分特別徴収税額(⑫+⑬)(公的年金差引分) 15 差引普通徴収税額(⑫-⑬)(個人納付分) 16 所得割額より控除することができる配当割・株譲渡割額控除額 17 差引普通徴収分納付(⑫-⑬)

③ 算出所得割額計 ④ 調整控除額

特別区民税の③から④を引いた額が保育料等算定区市町村民税所得割課税額になります。

令和4年度 特別区民税・都民税 税額決定・納税通知書

令和 年 月 日

課税期日氏名 課税期日住所 金融機関名 支店名 納付方法

整理番号

お問い合わせの際は必ず納付書の整理番号をお知らせください。○この納税通知書は大切に保存してください。

公的年金特別徴収先及び公的年金の振額 支払者の名称

【公的年金から特別徴収される額について】

この納税通知書に記載された税額が、年金保険者(日本年金機構等)から送付される年金振込通知書等に反映されるまでには、副市長、一定の日程がかかります。そのため、5月または5月に送付される年金振込通知書の内容が反映されていない場合があります。この納税通知書の内容が反映された場合は、この納税通知書に記載された内容に「追徴」の表示が追加される場合があります。なお、10月に送付される年金振込通知書等には、この納税通知書の内容が反映される予定です。

また、この納税通知書と年金振込通知書等に記載された税額が異なることにより、公的年金からの差引き(特別徴収)額が多くなった場合には、後日、納税課より滞付または未納の通知書を送付いたします。

※公的年金からの特別徴収の制度や年度別特別徴収された金については、別紙「令和4年度特別区民税・都民税(住民税)税額決定・納税通知書のご案内」をご覧ください。

※口座振替の振替日は、各納税期の日です。ただし、納付方法が「全期前納」の場合は、第1期の納税期日が振替日になります。

※株式等の配当や譲渡所得等があり、特別徴収かつ普通徴収されている場合は、上記参考1及び参考2の資料をご参考ください。